

工事の適正な施工について

今回受注された工事の施工に当たっては、建設業法をはじめ関係法令、元請・下請関係の合理化に関する諸通達はもとより、長崎市契約規則、長崎市上下水道契約規程及び契約約款等を厳守し、特に下記事項に十分注意してください。

なお、これらの関係法令等に違反した場合は、これらの規定により**処罰**されることはもちろん、発注者の立場から**指名停止**等の措置をとることがありますので、念のため申し添えます。

I. 契約締結から代金支払までについて

1 工事請負契約書について

契約締結した契約書は電子契約システムでご覧いただけます。

2 前払金の請求手続きについて

請求される場合は、請求書に西日本建設業保証㈱の前払金保証にかかる保証証券（電子保証の場合は、「電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ）」を添えて請求してください。

請求があった日から14日以内に支払います。

なお、前払金は、契約金額の40%以内です。

（例）工事の契約金額 8,000万円の場合の前払金は、

$$8,000万円 \times 40\% = 3,200万円以内となります。$$

※複数年度にまたがる工事については、公告記載の年度支払区分のとおりです。請求可能な金額については事前にお尋ねください。

余裕期間を設定した工事は工期の始期以降に請求できます。

また、単価契約の場合は前払金の請求はできません。

3 中間前払金の請求手続きについて

(1) 請求される場合は、監督職員に連絡のうえ、市所定の認定請求書及び工事履行報告書（中間前払金払用）を契約検査課窓口へ提出し、審査を受けてください。

(2) 審査後、認定調書を交付しますので、認定調書を添えて西日本建設業保証㈱に保証の申込みを行ってください。

(3) 保証証券（電子保証の場合は、「電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ）」及び認定書(写)を添えて中間前払金を請求してください。請求があった日から14日以内に支払います。

なお、中間前払金は、契約金額の20%以内です。（単年度工事の場合。）

（例）工事の契約金額 8,000万円の場合の中間前払金は、

$$8,000万円 \times 20\% = 1,600万円以内となります。$$

(4) 単価契約の場合は中間前払金の請求はできません。

4 部分払の請求手続きについて

(1) 請求される場合は、市所定の既済部分検査申込書（部分引渡しがある場合は、指定部分完成通知書）を提出し、確認検査を受けてください。

(2) 検査終了後、契約検査課から連絡があった後、速やかに請求書を提出してください。

(3) 請求があった日から14日以内に支払います。

(4) 単価契約の場合は部分払いの請求はできません。

5 火災保険等の締結について

契約書第59条の規定に基づき、損害保険の契約を締結してください。

なお、保険金額は契約金額以上、保険期間は工期+13日（検査期間）以上としてください。

6 工事完成後の手続きについて

(1) 提出書類

ア．工事完成通知書 1部

イ．工事完成図書 別途、仕様書等で指示

(2) 検査及び立会い

工事完成通知書を受領した日から14日以内（初日算入）に工事完成確認のために検査を実施します。

その際、受注者又はその代理人及び主任技術者（監理技術者）は必ず検査に立会ってください。

(3) 目的物の引渡し

工事の完成を確認後、工事完成確認書を交付します。その確認書の通知日をもって目的物の引渡しの受領日とし、同時に所有権も市に帰属することになります。

(4) 請求書等の提出及び代金支払い

工事完成確認書の受領と同時に請求書（契約保証金を現金で納めた場合は、案件名の後に（契約保証金還付）と記載した請求書を別途）を提出してください。

請求があった日から14日以内に支払います。

II. 工事施工上の留意事項について

1 労働災害防止について

労働災害を防止することは、工事を実施する受注者の責務である。人命尊重・労働者保護の観点から安全確保に関する責任の重要性の再認識と自主的労働災害防止活動の推進はもとより、次のことについて特段の配慮を行うこと。

- (1) 設計条件・現場の状況等を踏まえて、工事の計画段階において十分に安全性の検討を行うこと。
- (2) 必要な技術者を配置し、工事の技術管理の徹底を行うこと。
- (3) 同一現場で複数の業者が作業を行う場合、安全衛生に関するそれぞれの業者の責任範囲を明確化し、責任体制の確立を図ること。
- (4) 労働者の健康保持・労働災害防止の観点から適正な労働時間・休日の確保を配慮するなど工程の適正化を図ること。
- (5) 工事現場のみならず、資機材・排土等の運搬あるいは土捨場・資材置場等における安全管理にも配慮すること。
- (6) 災害が発生したときは、被災者の救護及び二次災害の発生防止に努め、現場の保全を図るとともに、速やかに市・労働基準監督署及び所轄警察署に連絡をして適切な指導を受けること。

2 主任技術者又は監理技術者等の配置及び施工計画書の常備について

- (1) 建設業法第26条第3項の規定（工事1件の請負代金額が4,000万円以上、建築一式工事にあつては8,000万円以上）により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者、又は専任の監理技術者等については、適切な資格・技術力等を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
- (2) 施工計画書を現場に携帯し、記載内容と施工方法等が一致しているか確認すること。

3 下請関係について

(1) 一括下請の禁止等について

- ア. 工事を一括して他人に請負させないこと。
- イ. 不必要な重層下請をさせないように下請負人を指導すること。

(2) 下請負人の選定について

ア. 受注者は下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を建設業の許可を受けている者から選定すること（建設業法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事を除く。）。

選定にあたっては、原則として「市内に主たる営業所」を有する者の中から選定することとし、それができない場合は「市内に従たる営業所」を有する者の中から選定することとし、さらにそれができない場合は「県内に営業所」を有する者の中から選定しなければならない。

なお、①施工能力②雇用管理及び労働安全管理の状況③労働福祉の状況④下請との取引の状況等を総合的に勘案して優良な者を選定すること。

イ. 受注者は、請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面（様式-3 長崎市内業者・資材等の活用用）長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。

ウ. 指名停止中の業者を下請負人として使用しないこと。

エ. 暴力団関係業者を下請負人として使用しないこと。

オ. 全ての一次下請業者は、社会保険等に加入している業者(加入義務がない者を除く。)を選定すること。ただし、社会保険等に未加入の業者と下請け契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合や特別な事情(災害復旧工事等の緊急性が求められる場合等)により社会保険等に未加入の業者を一次下請業者として選定する必要がある場合は、事前に監督職員に申し出ること。この場合において、受注者は、本市の指定する期間内に、当該社会保険等未加入業者が社会保険等の届出をし、当該事実を確認することのできる書類を本市に提出しなければならない。

「市内に主たる営業所」を有する者とは

市内に建設業法の主たる営業所を有する者

「市内に従たる営業所」を有する者とは

市内に建設業法の営業所(支店及び営業所等)を有しており、本市との入札・契約締結権限を委任されている者

「県内に営業所」を有する者とは

県内に建設業法の営業所(本店、支店及び営業所等)を有する者

(3) 下請負契約関係の明確化について

ア. 元請及び下請は、工事の開始に先立って、昭和52年4月26日中央建設業審議会が勧告した建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結すること。

イ. 元請負人の地位を不当に利用して、原価に満たない請負代金額で下請契約を締結しない等、公正な下請契約を締結すること。

ウ. 下請契約については、施工実態が伴わない請負契約等の不適切な形態の契約を締結してはならないこと。

また、契約の締結にあたっては当事者間の権利義務関係を契約内容として明確にすること。

(4) 下請代金の支払い等について

本市は、建設業が本市の重要な基幹産業であり、地場産業に大きなウェイトを占めていることから、その保護・育成のため請負代金の支払いについて、支払いまでの期間を40日以内から25日以内に短縮し、また、前金払に加え中間前金払制度を創設し、請負業者が資金需要に窮することのないように努めてきたところである。

また、建設業法には、元請負人は、出来高払又は完成払の支払いを受けたときは、当該支払いの対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、当該支払いを受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならないと規定されている。

ついては、これらの趣旨を踏まえ、下請負人が倒産等につながるような資金ショートに陥ることのないように、また本市の建設業全体の健全な発展のため、次のとおり下請負人への更なる配慮をすること。

ア. 元請負人が前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対しても、資材の購入・労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。特に、契約金額(税込)50万円以上となる工事においては、本市から現金で前金払を行うので、企業の規模にかかわらず下請負人に対して相応する額を、現金で前金払するよう十分配慮すること。

イ. 下請代金の支払いは、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、当該支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。また、中小零細な資材製造業者に対する資材代金の支払いに当たっても、資材の製造原価に占める直接労務費の比率を勘案して、同様の配慮を行うこと。

ウ. 元請負人は、下請代金の支払いのため に振り出す手形の期間を60日以内とし、さらに経

営環境の好転に即応しつつ短縮するよう努力すること。また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

エ. 元請負人は、下請負人が倒産・資金繰りの悪化等により、再下請負人・労働者等の関係者に対し、請負代金・賃金の不払等不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。

オ. 下請契約に基づく支払代金について、未払問題が生じた場合、速やかに適正な措置を講じ、責任をもってその解決に努めること。

(5) 下請工事の検査及び引渡しについて

下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、原則として当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了し、引渡しを受けること。(建設業法第24条の4)

4 施工における資材等について

(1) 建設資材等の使用について

受注者は、工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため、原則として、市内生産品を使用することとし、それができない場合は県内生産品を使用しなければならない。

(2) 県内生産品以外の使用について

受注者は、請負代金が500万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した書面((様式-2長崎市内業者・資材等の活用用)県内生産品を使用しない理由書)及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。

(3) 建設資材等の調達について

受注者は、工事に使用する資材等については、長崎市内に本店を有する者の中から調達するよう努めることとし、それができない場合は県内に本店を有する者の中から調達するよう努めなければならない。

市内生産品とは

①長崎市内の工場にて製造・加工された資材・製品であること。

「材料が市外製品であっても、市内の工場で製造・加工したもの(二次製品)であれば、市内生産品として取り扱う」

②長崎市建設工事共通仕様書、公共建設工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)その他関連する示方書等の基準を満たす資材・製品であること。

県内生産品とは

①長崎県内の工場にて製造・加工された資材・製品であること。

「材料が県外製品であっても、県内の工場で製造・加工したもの(二次製品)であれば、県内生産品として取り扱う」

②長崎市建設工事共通仕様書、公共建設工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)その他関連する示方書等の基準を満たす資材・製品であること。

(4) 施工における運搬業務の委託について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

5 建設業退職金共済について

(1) 受注者は自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の退職金

共済手帳に共済証紙を貼付すること。

- (2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明すること。また、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付し当該労働者の共済手帳に貼付するよう指導すること。
- (3) 受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という)を契約締結後1か月以内(電子申請方式による場合にあっては、契約締結後原則40日以内)に発注者に提出すること。なお、受注者及び下請業者に独自の退職金制度があるため、収納書を提出しない場合はその旨を、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、1か月以内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合はその理由及び共済証紙の購入予定時期を契約締結時に提出する建退共対象者に係る報告書に記載すること。
- (4) 受注者は請負代金額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を建退共対象者に係る報告書とともに工事完成時まで提出すること。なお、既に購入済みの証紙で足りている等の理由により追加購入しなかったときはその理由を建退共対象者に係る報告書に記載して提出すること。
- (5) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがあること。
- (6) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を建設業退職金共済事業本部長崎支部(長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館3階)で受領し現場に掲示すること。

6 建設工事等からの暴力団排除について

受注者は、本工事に関し暴力団や暴力団関係者から不当要求を受けた場合(下請負人が受けた場合を含む)は、断固としてこれを拒否し、速やかに警察に届け出るとともに、不当要求報告書により本市(本工事の監督職員)へも必ず報告すること。

なお、不当要求を受けたにもかかわらず、当該届出や報告を怠った場合は、「長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱」及び「長崎市上下水道局各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱」に基づき指名停止措置の対象となるので十分注意すること。

7 公害等の防止について

- (1) 工事の施工中における騒音・風塵等の公害防止または交通対策に努め、とくに地域住民の生活に影響を及ぼす事項については、地域住民・関係先との協議を密にし、もし、施工途中における苦情等がよせられた場合は、速やかに誠意をもって対処すること。
- (2) 工事現場における空き缶等(空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸殻、資材等)の散乱の防止のため、美化に努めること。

8 共同企業体による施工について

- (1) 共同企業体は、構成員相互の信頼と協調を前提として、共同の責任により施工され運営されなければならないこと。
- (2) 一部の構成員がなんら施工に関与しない、いわゆる「ペーパージョイント」的なものとなってはならないこと。
- (3) 工事の施工に先立って、構成員間での協定に基づき、必ず構成員の代表者からなる運営委員会を設け、共同企業体の運営に関する基本的事項(賃金・人員・機材等の拠出配分など)あるいは工事の施工に必要な措置(工程の決定・調整・下請負人の選定など)は、全構成員の意見を反映して運営委員会で協議決定すること。